(ii)　消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等の整備であって、平成三十六年四月一日までに完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iii)　消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

二　自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえると、平成三十六年四月一日を期限として広域化に取り組むことが必要である。

(1)　都道府県の推進計画等

平成三十年度中を目途として、消防本部、市町村等と緊密に連携し、検討した上で推進計画の再策定又は策定を行うよう努めること。

(2)　市町村の消防の広域化

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、平成三十六年四月一日までに広域化を実現すること。

三　推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1　推進計画の策定

［略］

(1)　略

(2)　市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して定めること。

①　広域化を推進するに当たっては、まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要であるため、都道府県が市町村に対し、当該分析・検討を行うために積極的な助言・支援を行う必要があること。

②　市町村の分析・検討を踏まえた上で、消防組織法が改正された平成十八年以降の約十年間における、推進計画に対する広域化の進捗、広域化消防本部の効果、各都道府県における消防需要の動向等を振り返り、消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況などの市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展も踏まえ、おおむね十年後の消防体制の姿を見通す必要があること。

二　自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえると、五年程度後を期限として広域化に取り組むことが必要である。

(1)　都道府県の推進計画等

都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更又は策定を行うよう努めること。なお、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定については、速やかに行うこと。

(2)　市町村の消防の広域化

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、本指針が定められた当初の期限である平成二十四年度末から五年程度後の平成三十年四月一日までに広域化を実現すること。

三　推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1　推進計画の策定

［同上］

(1)　同上

(2)　市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して定めること。

①　広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。

②　さらに、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。